

議案第 85 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(飛驒市職員定数条例の一部改正)

第1条 飛驒市職員定数条例（平成16年飛驒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 会計年度任用職員

(飛驒市公益的法人等への職員派遣条例の一部改正)

第2条 飛驒市公益的法人等への職員派遣条例（平成16年飛驒市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第10条第2号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(飛驒市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 飛驒市職員の分限に関する条例（平成16年飛驒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき市長が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「市長が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない限度」とあるのは「市長が定める任期を超えない限度」と読み替えるものとする。

(飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年飛驒市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等)

第18条 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等は、第15条の規定を除き、この条例の規定を準用する。

(飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 飛驒市職員の育児休業等に関する条例(平成16年飛驒市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任

期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児

休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第19条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、

同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（飛驒市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第6条 飛驒市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年飛驒市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 会計年度任用職員 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第 号）の規定による給与等

（飛驒市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 飛驒市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛驒市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「適用を受ける者」の次に「並びに飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第 号）の適用を受ける者のうちフルタイム会計年度任用職員」を加える。

（飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年飛驒市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条中「占める職員」の次に「並びに会計年度任用職員」を、「飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）」の次に「及び飛驒市会計年度

任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第 号）」を加える。

（飛驒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 飛驒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年飛驒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第261号）」を「法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第3条中「地方公務員法」を「法」に改め、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成19年飛驒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 会計年度任用職員

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市職員定数条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>表 略</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項に規定する定数の外に置くものとする。</p> <p>(1) <u>期間を定めて雇用する臨時の職員</u></p> <p>(2) 給料の支給を受けていない職員（育児休業の許可を受けた職員は除く。）</p> <p>(3) 職務に専念する義務を免除された職員</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>表 略</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項に規定する定数の外に置くものとする。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員</u></p> <p>(2) 給料の支給を受けていない職員（育児休業の許可を受けた職員は除く。）</p> <p>(3) 職務に専念する義務を免除された職員</p> <p>以下 略</p>

(第2条) 飛騨市公益的法人等への職員派遣条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略 (1)～(3) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(再任用職員を除く。)</p> <p>(2) <u>非常勤職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略 (1)・(2) 略</p> <p>第3条～第9条 略 (法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略 (1)～(3) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(再任用職員を除く。)</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条</u> _____に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略 (1)・(2) 略</p> <p>第3条～第9条 略 (法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（市の規則で定める職員を除く。）
- (4)・(5) 略
- 以下 略

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 会計年度任用職員
- (3) 地方公務員法第22条 _____ に規定する条件付採用になっている職員（市の規則で定める職員を除く。）
- (4)・(5) 略
- 以下 略

(第3条) 飛騨市職員の分限に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき市長が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「市長が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない限度」とあるのは「市長が定める任期を超えない限度」と読み替えるものとする。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>以下 略</p>

(第4条) 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第17条 略</p> <hr/> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</u></p> <p><u>第19条</u> 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市の規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等)</u></p> <p><u>第18条</u> 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等は、第15条の規定を除き、この条例の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>以下 略</p>

(第5条) 飛騨市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略 (1)・(2) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1条 略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u> <u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤</u></p>

第2条の2 略

職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前

である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が

—
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
<u>第2条の3</u> 略
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 略
(1)～(6) 略
—
—
—
—
第4条～第6条 略
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 略
2 給与条例第23条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児

<u>当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u>
(2) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
<u>第2条の5</u> 略
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 略
(1)～(6) 略
(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u>
(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u>
第4条～第6条 略
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 略
2 給与条例第23条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児

休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第8条 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第10条～第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

休業をしている職員(地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第8条 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第10条～第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員)

以下 略

以下 略

(第6条) 飛騨市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <hr/> <hr/> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 会計年度任用職員 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年飛騨市条例第 号)の規定による給与等</u></p> <p>以下 略</p>

(第7条) 飛騨市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第55号）、飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）及び飛騨市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年飛騨市条例第60号）の適用を受ける者 _____ _____をいう。</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第55号）、飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）及び飛騨市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年飛騨市条例第60号）の適用を受ける者並びに飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛騨市条例第 号）の適用を受ける者のうちフルタイム会計年度任用職員をいう。</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

(第8条) 飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____の給与の種類及び基準は、飛驒市職員の給与に関する条例(平成16年飛驒市条例第58号) _____ _____の例による。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに<u>会計年度任用職員</u>の給与の種類及び基準は、飛驒市職員の給与に関する条例(平成16年飛驒市条例第58号) <u>及び飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年飛驒市条例第 号)</u>の例による。</p> <p>以下 略</p>

(第9条) 飛騨市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年<u>法律第261号</u>） <u>第58条の2及び第58条の3の規定に基づき</u>、人事行政の 運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が 報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及 び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員</u> <u>を</u>除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項と する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年<u>法律第261号</u>。以下「<u>法</u>」 <u>という。</u>）<u>第58条の2及び第58条の3の規定に基づき</u>、人事行政の 運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が 報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及 び非常勤職員（<u>法</u><u>第28条の5第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度 任用職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項と する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>以下 略</p>

(第10条) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項、第7条及び附則第2条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 非常勤職員</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項、第7条及び附則第2条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 会計年度任用職員</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>以下 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正

2 改正の背景等

これまで各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取扱いが区々であった臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保することを目的として「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）により会計年度任用職員制度が創設された。

これに伴い、本市においても会計年度任用職員制度を導入するため、関係条例について所要の改正を行うものである。

3 関係条例の改正

会計年度任用職員に関する規定を整備するため、次の条例を改正する。

（第1条）飛驒市職員定数条例（平成16年飛驒市条例第39号）

（第2条）飛驒市公益的法人等への職員派遣条例（平成16年飛驒市条例第40号）

（第3条）飛驒市職員の分限に関する条例（平成16年飛驒市条例第41号）

（第4条）飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）

（第5条）飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号）

（第6条）飛驒市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年飛驒市条例第60号）

（第7条）飛驒市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛驒市条例第61号）

（第8条）飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年飛驒市条例第232号）

(第9条) 飛驒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年飛驒市条例第8号）

(第10条) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成19年飛驒市条例第42号）

4 施行日 令和2年4月1日